

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

環境省中央審議会水環境部会において、「人の健康の保護に関する環境基準」のうち六価クロムの基準値見直し(強化)が検討されます。

【見直し(強化)案】

項目名	見直し(強化)後基準値	現行基準値
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下

今回の見直し(強化)案は、令和2年4月に水道水質基準の基準値が0.05から0.02mg/Lに改正されたことを踏まえたものです。

【参考】六価クロムに係る主な基準値 (※)印は六価クロム化合物として

対象基準	基準値
水道水質基準	0.02mg/L以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準	0.05mg/L以下
土壤環境基準	0.05mg/L以下
一般排水基準(※)	0.5mg/L以下
土壤汚染対策法に基づく	溶出量基準(※) 0.05mg/L以下
	含有量基準(※) 250mg/kg以下
特別管理産業廃棄物 判定基準(溶出)(※)	燃え殻・汚泥・鉍さいばいじん 1.5mg/L以下
	廃酸・廃アルカリ 5mg/L以下

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
 下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 水質環境基準

環境基本法第16条に環境基準の設定に関する規定があります。

環境基準とは、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境保全施策を実施していく上での行政上の目標として定められたものです。環境基準は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音についてそれぞれ設定されています。

水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域（河川、湖沼、海域）と地下水の水質汚濁に係る基準があります。「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」は、①人の健康の保護に関する環境基準と②生活環境の保全に関する環境基準とに分けて環境基準値が定められています。

また、生活環境上、有益な水生生物及びその餌生物並びにそれら生育環境の保護を目的に「水生生物の保護に係る水質環境基準」が平成15年11月に設定され、②生活環境の保全に関する環境基準に組み込まれました。

水質汚濁に係る環境基準

- | |
|--------------------------------|
| 1) 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁に係る環境基準 |
| ①人の健康の保護に関する環境基準(27項目) |
| ②生活環境の保全に関する環境基準(13項目) |
| 2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目) |

2. 人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

対 象 物 質 2 7 項 目	
カドミウム	1,1,2-トリクロロエタン
全シアン	トリクロロエチレン
鉛	テトラクロロエチレン
六価クロム	1,3-ジクロロプロペン
砒素	チウラム
総水銀	シマジン
アルキル水銀	チオベンカルブ
PCB	ベンゼン
ジクロロメタン	セレン
四塩化炭素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1,2-ジクロロエタン	ふっ素
1,1-ジクロロエチレン	ほう素
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサソ
1,1,1-トリクロロエタン	